

食品表示セルフチェックシート

商品名 _____

次の各項目（□）について、表示ができていないか、チェック「✓」を入れてみてください。

※「p○」は、消費者庁作成「早わかり食品表示ガイド 令和5年3月版」の該当ページを記載しています。チェックシート利用時にはこちらをご参照ください。

【名称】 p11

□ その内容を表す一般的な名称、又は別途定められている名称が表示できているか
（※商品名、品種、ブランド名、銘柄名は不可）

【原材料名】 p11, 12, 31~33, 39

□ すべての原材料が、重量割合の高い順に、最も一般的な名称で表示できているか

【原料原産地】 p17, 18, 21, 60

□ 重量割合が最も高い原材料の原料原産地が表示できているか

【添加物】 p12, 21, 40, 52

□ 原材料と添加物が、「/」等で明確に区分して表示できているか

【アレルギー】 p15, 16, 50~54

□ 特定原材料等を含む食品は、適正に表示できているか

（参考：洋菓子の表示例）

特定原材料【義務】
えび、かに、くるみ*、小麦、そば、卵、乳、落花生
（※R5.3.9「特定原材料に準ずるもの」から移行）

特定原材料に準ずるもの【推奨】
あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン、アーモンド

名 称	洋菓子
原材料名	小麦粉(国内製造)、砂糖、牛乳、アーモンド、バター、調整粉乳、でん粉、卵白/膨張剤、香料、乳化剤、着色料(赤色2号)、酸化防止剤(ビタミンC)、(一部に小麦・卵・乳成分・アーモンド・大豆を含む)
内 容 量	100g
消費期限	令和○年○月○日
保存方法	直射日光を避けて常温で保存
販 売 者	株式会社 徳島県 徳島県徳島市万代町1丁目1番地
製 造 所	徳島商店 徳島太郎 徳島県徳島市新蔵町3丁目80

【内容量】 p13, 34, 39, 61

□ 単位（g、mg、ml、l、個数等）が明記され、表示できているか

【期限表示】 p11, 30

□ 消費期限又は賞味期限が年月日で表示できているか

【保存方法】 p11

□ 開封前の保存方法について、具体的に表示できているか（常温保存以外は温度帯も表示）

【食品関連事業者】 p13~15, 22, 29, 34, 41~43

□ 商品の表示に責任を持つ者の氏名又は名称及び住所が、「販売者」、「製造者」、「加工者」、「輸入者」のいずれかで表示できているか

【製造所又は加工所】 p13~15, 29, 41~43

□ 製造所又は加工所の氏名又は名称及び住所が表示できているか
（※食品関連事業者と同一の場合は省略可）

【栄養成分表示】 p13, 22, 39, 44, 45

□ 食品単位（○○g当たり等）と5項目（エネルギー、たんぱく質、脂質、炭水化物、食塩相当量）が表示できているか（※詳細は、別紙「栄養成分表示セルフチェックシート」参照）

【その他】 p21, 45

□ 文字の大きさは、日本産業規格Z8305に規定する8ポイント（約2.8mm）以上であるか

※本チェックシートは、一般的な加工食品の基本的な事項に関するチェックシートであり、すべての食品表示のルールを網羅していません。

食品表示に関する責任は事業者の皆様にあることをご理解の上、表示を作成してください。

栄養成分表示セルフチェックシート

商品名 _____

次の各項目(□)について、表示ができていないか、チェック「✓」を入れてみてください。

※「p○」は、消費者庁作成「〈事業者向け〉食品表示法に基づく栄養成分表示のためのガイドライン」の該当ページを記載しています。チェックシート利用時にはこちらもご参照ください。

- 「栄養成分表示」と表示できているか p22
- 食品単位(100g、100ml、1食分(量を併記)、その他の1単位のいずれか)が表示できているか p22
- 熱量(エネルギー)、たんぱく質、脂質、炭水化物、食塩相当量が表示できているか
※順番もこのとおり p22
- ナトリウム量(mg)を、食塩相当量(g)に換算して表示できているか
《換算式》 ナトリウム(mg)×2.54÷1000=食塩相当量(g)
- 食塩相当量(g)の表示値は、小数第1位まで表示できているか
※注意:食品100g当たりのナトリウム量が5mg以上の場合は、有効数字1桁以上の表示が必要 p26
- 栄養成分の単位は正確に表示できているか p22、p45～47
- 合理的な推定により得られた表示値であることを表す場合、「推定値」又は「この表示値は、目安です。」のいずれかを含む文言が表示できているか p35
- 文字の大きさは、日本産業規格Z8305に規定する8ポイント(約2.8mm)以上であるか
※表示可能面積が150cm²以下の場合は5.5ポイント以上

(参考)食品表示基準 別記様式2

- ・その他、表示方法の詳細について p22～31
- ・食品表示基準に規定される栄養成分別熱量(食品表示基準別表第9) p2、p45～47
- ・加工食品・生鮮食品・添加物における栄養成分表示の規定 p3～9
- ・栄養成分表示を省略できる場合又は要さない場合について p4～6
- ・栄養強調表示をする場合の表示方法、基準(食品表示基準別表第12及び13) p10～16、p51、52

栄養成分表示 食品単位当たり	
熱量	kcal
たんぱく質	g
脂質	g
炭水化物	g
食塩相当量	g

※本チェックシートは、栄養成分表示すべてのルールを網羅しているものではありません。ガイドラインに記載されているその他の内容、法令等も併せてご確認ください。

※食品の表示作成に際しては、別紙「食品表示セルフチェックシート」もご活用ください。

食品表示に関する責任は事業者の皆様にあることをご理解の上、表示を作成してください。

栄養表示相談窓口

《安全衛生課》 ☎088-621-2110 (徳島市万代町1-1)

《地域の相談場所》

東部保健福祉局(徳島保健所)
☎088-602-8904

南部総合県民局保健福祉環境部(美波保健所)
☎0884-74-7375

東部保健福祉局(吉野川保健所)
☎0883-36-9017

西部総合県民局保健福祉環境部(美馬保健所)
☎0883-52-1016

南部総合県民局保健福祉環境部(阿南保健所)
☎0884-28-9874

西部総合県民局保健福祉環境部(三好保健所)
☎0883-72-1123